



第1期 宮古市再犯防止推進計画

2025(令和7)年度 ~ 2029(令和11)年度

1. 計画策定の背景と目的

全国の刑法犯認知件数は、2002（平成14）年をピークに減少傾向が続いており、特に初犯者は大きく減少しています。

一方、再犯者の減少の割合は初犯者に比べると小さく、ほぼ横ばいの状況が続いています。

このことから、犯罪を減らすためには、再犯の防止が重要な取り組みとして認識されるようになってきています。

本計画は、犯罪や非行をした人たちが社会から取り残されることなく、円滑に社会復帰し地域社会の一員として共に支え合い、誰もが安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目的とするものです。

2. 計画の位置づけ

「宮古市再犯防止推進計画」は、「再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項」に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定します。

策定に当たっては、「第4期宮古市地域福祉計画」との整合性を図ります。

3. 計画の期間

本計画の期間は、「第4期宮古市地域福祉計画」に合わせ、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

4. 計画の支援対象者

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設（刑務所、少年院、少年鑑別所等）出所者、非行少年若しくは非行少年であった者（以下「犯罪をした人等」という。）のうち、支援が必要な者を対象とします。

5. 再犯防止に関する現状と課題

近年、我が国における刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、検挙者に占める再犯者の割合(再犯者率)は増加傾向にあります。

犯罪や非行をした人の中には、高齢や貧困、疾病・嗜癖、生育環境など、地域社会で生活を送る上で様々な「生きづらさ」を抱えているケースも多く存在します。

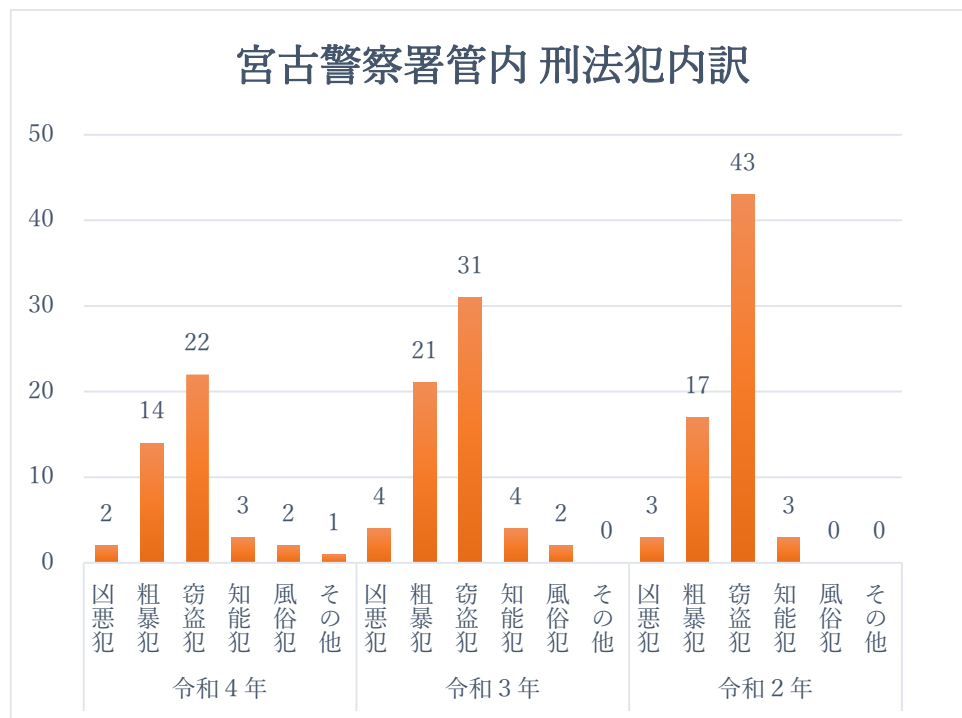
適切な支援を受けられない、あるいは支援情報を知らないことが、再び犯罪を繰り返す要因になっていると考えられます。

そのため、刑務所や少年院の出所者などに対し、就労や住居の確保などの支援を行い、生活安定と自立促進を図るとともに、再犯防止や更生保護に関する市民の理解を深め、地域全体で社会復帰を支援する環境づくりを推進する必要があります。

近年の宮古警察署管内の刑法犯検挙件数は70件前後で推移していましたが、2022(令和4)年には49件と減少しています。(60ページの表参照)

宮古警察署管内の刑法犯検挙状況の主な特徴として、空巢、万引き及び自転車盗などの窃盗犯が多いことが挙げられます。次に暴行、傷害、恐喝などの粗暴犯も多くみられます。

一方、殺人、強盗及び放火などの凶悪犯は少ないことが分かります。



(出典:仙台矯正管区集計資料)

Ⅲ 宮古市再犯防止推進計画

(宮古警察署管内刑法犯検挙人数資料)

岩手県宮古警察署管内 刑法犯検挙人数

(単位:人)

罪種別 検挙人員(少年を除く)		総数	初犯者・再犯者別		犯行時の年齢別(歳)						有職者
			初犯者	再犯者	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	
令和2年 (2020年)	刑法犯総数	75	37	38	12	7	16	11	3	26	30
	うち)凶悪犯	3	1	2	1	1	0	0	0	1	1
	うち)粗暴犯	17	9	8	3	2	8	0	1	3	10
	うち)窃盗犯	43	22	21	4	3	7	7	2	20	12
	うち)知能犯	3	3	0	2	0	0	1	0	0	3
	うち)風俗犯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	覚醒剤取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年 (2021年)	刑法犯総数	68	28	40	9	3	9	9	9	29	21
	うち)凶悪犯	4	3	1	1	0	0	2	0	1	3
	うち)粗暴犯	21	9	12	2	1	5	3	2	8	6
	うち)窃盗犯	31	9	22	3	2	3	3	5	15	7
	うち)知能犯	4	4	0	3	0	0	0	1	0	2
	うち)風俗犯	2	1	1	0	0	0	1	0	1	1
	覚醒剤取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年 (2022年)	刑法犯総数	49	22	27	7	6	6	7	5	18	21
	うち)凶悪犯	2	1	1	0	0	1	0	0	1	1
	うち)粗暴犯	14	6	8	2	2	3	2	2	3	8
	うち)窃盗犯	22	11	11	4	1	0	4	1	12	7
	うち)知能犯	3	1	2	0	0	1	0	1	1	2
	うち)風俗犯	2	1	1	0	1	0	0	0	1	1
	覚醒剤取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0

【仙台矯正管区による集計】

警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人数に関して、警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたものです。(少年データは含まれません。)

注1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯(道路交通法違反を除く。)の別を問わず、前科又は前歴を有する者をいう。

2 犯行時年齢が20歳以上の者を計上している。

* 刑法犯の種別

凶 悪 犯	殺人、強盗、放火、強制性交等
粗 暴 犯	暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合等
窃 盗 犯	窃盗(空き巣、万引き、自転車盗、車上荒らし等)
知 能 犯	詐欺、横領、偽造、贈収賄、背任等
風 俗 犯	わいせつ、売春、賭博等
そ の 他	公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物破損等

6. 施策の展開(具体的な取り組み)

第4期宮古市地域福祉計画では、「互いに認め合い ともに支え合いながら 誰もが安心して暮らすことができる 地域づくり」を基本理念に定めています。

再犯防止を推進するためには、犯罪をした人自身が更生に対する意欲や強い意志が必要となります。更生に向け、国・県・民間団体と緊密に連携協力し、市民の理解を深め、地域全体で立ち直りを支える環境づくりを推進する必要があります。

(1) 重点課題への取り組み

本計画では、犯罪をした人等が地域生活を送るうえで抱える就労・住居の確保等の困りごとを、国、県、民間団体及び本市が連携し共有することで、地域社会で孤立することなく、円滑に地域社会の一員として復帰することを支援するとともに、新たな犯罪被害を防止するため、本市として今後取り組む施策の重点課題として、以下の5項目を設定します。

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 民間協力者の活動の促進
- ⑤ 地域による包摂の推進

(2) 具体的な施策

具体的施策として、更生保護活動に取り組む団体を支援するとともに、支援を必要とする人に必要な行政サービス等が提供できるよう取り組みます。

① 就労・住居の確保を通じた自立支援のための取組

(ア)就労に向けた相談・支援

○現状認識と課題（国の第2次再犯防止推進計画より一部抜粋）

- ・ 犯罪をした人等は、実際に雇用された後も社会人としてのマナーや対人関係の形成・維持のために必要な能力を身につけておらず、人間関係のトラブル等から離職してしまうケースが少なくありません。
- ・ 求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有しておらず、就職につながらないケースが少なくありません。
- ・ 犯罪をした人等であることへの先入観により、就労先を見つけることが困難であることから、雇用主の理解が重要となります。
- ・ 犯罪をした人等は自立のために必要な資金を確保して自立することが求められていますが、貯蓄等の金銭管理ができない人が少なくありません。
- ・ 協力雇用主になりながらも実際の雇用に結びついていない企業等が多く、安定した就労ができない人が存在します。

Ⅲ 宮古市再犯防止推進計画

●宮古市の取り組み

取り組み・事業名	事業内容	担当課等
自立支援メニューの作成	自立相談及び就労に向けた取り組みとして福祉課に就労相談員を配置し、要支援者一人ひとりに寄り添った自立支援メニューを作成し、早期に自立できるよう、支援を行います。	福祉課
家計改善支援員の配置	宮古市社会福祉協議会への委託事業として、家計改善支援員を配置し、債務超過がある人に対し、収入支出の把握を行うとともに、その状況に応じた債務整理、各種給付金や貸付制度の利用について助言、支援を行います。	福祉課
障がいのある人への就労支援	生産活動その他活動の機会を提供するとともに就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行い、自立に向けた支援を行います。 就労継続支援A型*、就労継続支援B型*	福祉課 産業支援センター
求人情報の提供	市ホームページでハローワークの求人情報を提供します。	産業支援センター
就労・生活相談	ジョブサポートデスクみやこ、ハローワーク宮古、岩手県福祉人材センター等との連携により、犯罪をした人への就労・生活相談を行います。	福祉課 産業支援センター ハローワーク宮古等

就労継続支援A型…一般企業で働くことが困難なものの、雇用契約に基づいて働くことができる人が、事業所と雇用契約を結んだ上で働くことができるサービス。
就労継続支援B型…事業所と雇用契約を結ばずに、障がいや体調に合わせて働くことができるサービス。

(イ)住居の確保

○現状認識と課題（国の第2次再犯防止推進計画より一部抜粋）

- ・ 刑務所等の刑事施設を満期で出所した人のうち約4割が適当な住居が確保できないまま刑務所を出所しています。
- ・ 親族や身元保証人等がない、または、民間家賃保証会社の利用ができないことにより、賃貸住宅の契約ができないケースが少なくありません。
- ・ 高齢者または障がい者であっても、特性に合ったユニバーサルデザインの住居を確保することが難しくなっています。

●宮古市の取り組み

取り組み・事業名	事業内容	担当課等
公営住宅の提供	生活の安定と社会福祉の増進を目的に、住宅に困っている方に低廉な家賃で住宅を賃貸するため、法令等で定められた範囲において市営住宅等を提供します。	建築住宅課
住居等の情報提供	在宅での生活が難しい高齢者並びに障がい者が、その特性に応じて、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、施設及び共同生活援助の相談及び情報提供を行います。	福祉課 介護保険課
住居確保給付金	離職、解雇及びやむを得ない休業などで収入が減少し、経済的困窮に陥り、住居を喪失または住居喪失のおそれがある場合の申請に対し、求職活動要件等の審査のうえ、家賃相当分の住居確保給付金を最大9か月支給します。	福祉課 (くらしネットみやこ相談室)
生活保護制度 (住居扶助)	生活保護制度の住居扶助により、最低限度の生活を維持できない人に対して、家賃、間代、地代等を支給します。	福祉課
更生保護法人「岩手保護院」との連携	犯罪をした人等が、自立した生活を送る準備のために、帰住する先である更生保護法人「岩手保護院」(更生保護施設)と連携を図り、居住支援を行います。	生活課

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

○現状認識と課題 (国の第2次再犯防止推進計画より一部抜粋)

- ・ 高齢者（65歳以上）が2年以内に再び刑務所に入所する割合は、他の世代に比べて高くなっています。また、知的障がいのある人は、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。
- ・ 高齢者や障がい及び悩みを抱える人等は、適切な支援がないと自立した生活を送ることが難しい状況です。このような人に対しては、保健医療や福祉サービス等の利用促進の支援が必要になります。
- ・ 薬物依存の問題を抱える人等への相談支援や治療等に携わる人材・機関は十分とはいえない状況にあり、保健医療機関等で治療・支援を受けた人の割合は低調に推移しています。
- ・ 30歳未満の若者を中心に大麻の乱用が拡大しています。薬物依存等の問題を抱える人への相談支援や治療に携わる人材の拡充を図っていく必要があります。

Ⅲ 宮古市再犯防止推進計画

●宮古市の取り組み

取り組み・事業名	事業内容	担当課等
高齢者等の相談	高齢者等に関する総合相談を受け、適切な機関、制度及びサービスに繋がります。必要に応じて継続的に支援します。	介護保険課
障がいのある人等の相談	障がいのある人等に関する総合相談を受け、適切な機関、制度及びサービスに繋がります。必要に応じて継続的に支援します。	福祉課
生活困窮者の自立支援	生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を実施し、最低限度の生活を保障するとともに、その自立に努めます。	福祉課
高齢者等の見守り支援	高齢者や障がいのある人への支援として、地区民生委員及び地域自治組織など地域住民による声掛けや見守り、孤独・孤立の解消に努めます。	生活課 福祉課 介護保険課
地域包括支援センター(市内8ヶ所)による支援	保健師・社会福祉士・介護支援専門員等を配置して、住民に身近な福祉の相談窓口として高齢者等の相談・悩み事に対応するとともに、健康の保持及び生活の安定に必要な援助を行います。	介護保険課 (地域包括支援センター)
こころの相談	保健師や看護師など専門職員が、悩みを持つ方の健康相談を行います。	健康課
薬物乱用防止に関する啓発	岩手県では、「岩手県薬物乱用対策推進本部」を設置しています。宮古警察署など関係機関との連携により、青少年や家庭、市民に対し、薬物乱用防止に関する啓発を広く行います。	健康課 宮古警察署 少年センター

③ 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

○現状認識と課題（国の第2次再犯防止推進計画より一部抜粋）

- ・我が国の高等学校への進学率は98.9%であり、ほとんどの人が高等学校に進学する状況にありますが、その一方で、入所受刑者の33.8%は高等学校へ進学しておらず、23.8%は高等学校を中退しています。
- ・社会において、就職して自立した生活を送る上では、高等学校卒業程度の学力を求められることが多い実情にあることを鑑み、修学支援を実施できるよう、矯正施設、保護観察所、学校等の関係機関との連携強化を図っていく必要があります。
- ・非行防止に向けた取り組みについては、学校において啓発活動を実施しているところです。また、地域社会との連携が必要となっています。

●宮古市の取り組み

取り組み・事業名	事業内容	担当課等
こども家庭センターの設置	こども家庭センターを設置し、地域子ども・子育て支援事業を通じて、子どもや家庭の相談に対応する体制の充実に努めます。	こども家庭センター
要保護児童対策地域協議会の設置	修学支援が必要な子ども・家庭に対しては、要保護児童対策地域協議会による支援を中心に、適宜、児童相談所など関係機関との連携により、社会との繋がりがもてるような相談支援を実施します。	こども家庭センター
心身発達の個別相談	心身の発達について個別相談を行い、関係機関と連携して支援を実施します。	こども家庭センター 健康課 学校教育課
教育分野、福祉分野等の連携・協力	教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者などが連携・協力することで、不登校やいじめ問題等へ対応し、すべての子どもたちが健やかに成長し、安心して伸び伸びと成長できる環境整備を行います。	こども家庭センター 学校教育課
いじめ問題等への対応	令和6年3月に「宮古市いじめ防止基本方針」を改訂し、いじめの問題を克服することを目指しています。 市内小・中学校にスクールカウンセラー、指導主事、就学支援相談員を派遣し、児童生徒のカウンセリングや教職員へのアドバイス等を行い、不登校やいじめ問題等への対応を行います。 児童生徒に1人1台のタブレット端末を活用した、いじめ防止に関するアンケートを実施し、不登校・不適応児童生徒への支援策を講じます。	学校教育課
就学支援制度の充実	子どもたちの就学継続と希望する進学の実現を支援するため、就学援助や奨学金制度による教育費負担の軽減等を推進します。	学校教育課
少年センターの設置	青少年健全育成のため、少年センターを設置し、専任少年委員1名を配置し、警察署や各学校などの関係機関・団体と連携し、非行を生まない地域社会の実現に向けて、地域全体で青少年を見守り、非行防止と健全育成に努めます。	生活課

④ 民間協力者の活動の促進のための取組

○現状認識と課題（国の第2次再犯防止推進計画より一部抜粋）

- ・保護司は犯罪をした人等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っており、地域社会の安全・安心にとって欠くことができない存在です。
- ・再犯防止等に関する活動は、保護司、更生保護女性の会、ＢＢＳ会等の更生保護ボランティアの協力により支えられています。しかしながら、昨今、担い手が不足していることから、活動の周知などにより、担い手の確保が求められています。
- ・より多くのボランティアに再犯防止等に向けた取り組みに参加してもらえるよう新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働きかけを行っていく必要があります。

●宮古市の取り組み

取り組み・事業名	事業内容	担当課等
「社会を明るくする運動」の推進	法務省が主唱する「社会を明るくする運動」や「再犯防止計画啓発月間」等の機会をとおして、更生保護の趣旨を広く啓発するとともに、罪を犯した人や非行のある少年の立ち直りに協力してもらえるよう、広報・啓発を行います。	生活課
宮古地区保護司会・宮古地区更生保護女性の会との連携	犯罪をした人等の更生を助けることを目的に活動している宮古地区保護司会並びに宮古地区更生保護女性の会などの団体や支援者、警察署及び保護観察所等の連携強化に努めます。	生活課
宮古地区更生保護協会事業主連絡協議会との連携	再犯防止に向け就労に関する支援関係者である、協力雇用主の宮古地区更生保護協会事業主連絡協議会と連携し、制度の周知を図ります。	生活課
更生保護サポートセンター宮古への支援	地域における更生保護諸活動の拠点となる更生保護サポートセンター宮古への支援を行います。	生活課
民間協力者の活動への支援	市のホームページにおいて、民間協力者(保護司、更生保護女性の会等)の活動の周知等を行うことにより、民間協力者の活動を支援します。	生活課

⑤ 地域による包摂の推進のための取組

○現状認識と課題（国の第2次再犯防止推進計画より一部抜粋）

- ・犯罪をした人等が地域社会で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に支援することで、犯罪をした人等が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、適切にサービスを提供することが重要です。
- ・再犯防止分野において国と地方公共団体が担うべき具体的役割が明確とは言い難い面がみられます。また、地方公共団体は再犯の防止等に関する知見・ノウハウ・情報に乏しく、国においてこれらを提供するなどの支援が求められます。

●宮古市の取り組み

取り組み・事業名	事業内容	担当課等
再犯防止に関する人権啓発	犯罪をした人等の社会復帰や地域社会での受け入れについて理解を深めるため、市民等に対する啓発活動を実施します。	生活課
地域定着のための支援	犯罪をした人等の地域定着を目指し、矯正施設、保護観察所、更生保護施設及び生活定着支援センター等の関係機関と連携し、切れ目のない支援に努めます。	生活課
行政情報の提供	福祉等の各種行政サービスを必要とする人、とりわけこうしたサービスへのアクセスが困難である人に対し、適切な情報を提供します。	生活課
再犯防止推進のための関係機関との連携	県内市町村の更生保護担当者との会議を通じ、情報収集を行います。再犯防止施策を推進する上での課題等について、宮古地区保護司会とともに国に対し提言や要望を行います。	生活課
再犯防止推進のための重層的支援体制整備	犯罪をした人等が、行政サービスの提供を必要としている場合に、重層的支援体制整備事業における相談支援及び重層的支援会議を活用することが、可能であることを周知します。	生活課 福祉課 介護保険課等

7. 計画の推進・評価

国の再犯防止推進計画の基本方針に基づき、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・県・民間団体との緊密な連携協力を確保して、再犯防止施策を総合的に推進します。

計画の取り組み状況については、庁内関係各課や関係機関との協議において確認のうえ評価します。多様なニーズの把握に努め、効果的な再犯防止対策のあり方を検討し、支援の充実を図ります。